

下郷町高等学校通学支援補助金のご案内

【重要】 補助金を申請する際は、補助対象となるすべての通学定期券の写し等が必要になります。
通学定期券を購入（更新）するごとに、必ずコピー等をとって保管してください。
購入の証明ができない場合は補助が受けられません。

対象者

下郷町に居住し、県内の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（第3学年まで）、専修学校（高等課程）に公共交通機関の通学定期券を購入して通学する生徒の保護者等

※通学定期券の利用経路は、通学に必要な合理的・経済的な経路に限ります。住所から最寄りの駅等から学校の最寄りの駅等でない通学に必要な経路・区間である経路の場合は補助が受けられません。

対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの通学定期券

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月19日（3月第3金曜日）まで

※過年度分の請求はできません。（例：今年度申請し忘れた分を令和9年度に申請することはできません。）
忘れずに上記期間までに申請をしてください。

補助の内容

通学定期券の購入に要した費用の3分の1の額（原則として1か月以上の期間のある通学定期券）

※期間が3月末から4月以降にまたがる場合には日割り計算とします。

※算出した補助金額に100円未満の端数がある場合は切捨てとします。

※他の制度により通学費助成を受給する場合は、この制度による補助は受けられません。

参考：補助金額の計算例

利用交通機関	定期券の期間	定期券の金額	補助金額
会津鉄道（会津下郷－西若松）	1か月	23,270円	7,700円
会津鉄道（会津下郷－西若松）	3か月	66,320円	22,100円
会津鉄道（会津下郷－西若松）	6か月	125,660円	41,800円

申請方法

ステップ1 通学に必要な通学定期券を購入してください

（令和8年度に補助対象となる通学定期券の期間は令和8年4月～令和9年3月分になります）

ステップ2 同封の「下郷町高等学校通学支援補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、

(1) 通学定期券の写し又は発行証明書の写し

（定期券に区間、有効期間、金額の記載がない場合は、併せて領収書の写し）

(2) 学生証の写し又は在学証明書の写し

(3) 振込先金融機関の預金通帳の写し（初回申請時又は振込先変更時のみ）

上記(1)(2)(3)を添付し、**下郷町教育委員会 学校教育係**に申請書をご提出ください。

補助金の支払

補助金は申請書を提出した時期により**年4回**での支払いとなります。（年1回でも毎月申請いただいても構いません）

6月末まで申請→**7月支払** 9月末まで申請→**10月支払**

12月末まで申請→**1月支払** 3月19日まで申請→**3月末支払**

※申請後、交付（不交付）決定通知書を送付いたします。

その他

- 虚偽の申請等により不正に補助金を受けた場合は、お支払いした補助金を返還していただきます。
- 補助金を受けた後で、購入した通学定期券を払戻した場合は、補助相当額を返還していただきます。
- 申請を複数回に分けて行う場合は、申請をコピーして使用する必要分を教育委員会でお受け取りください。

お問い合わせ先：下郷町教育委員会 学校教育係 電話 0241-69-1166